

平成27年第13回教育委員会

臨時会議事録

平成27年8月27日

東久留米市教育委員会

平成27年第13回教育委員会臨時会

平成27年8月27日午前10時08分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告

- ①「東久留米市教育振興基本計画（改訂版）」（素案）について
- ②「東久留米市特別支援教育推進計画」（案）について
- ③「東久留米市特別支援教室設置検討委員会報告」（案）について
- ④東久留米市特別支援教室開設準備委員会設置要綱について
- ⑤平成28年度～31年度使用東久留米市立中学校教科用図書の採択結果の公表について
- ⑥いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について
- ⑦平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）
- ⑧平成27年第3回市議会定例会について
- ⑨その他

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 15人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時08分)

- 直原教育長 これより平成27年第13回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席ですので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は松本委員をお願いします。
○松本委員 はい。
-

◎議事録の承認

- 直原教育長 平成27年7月23日に開催した第11回臨時会及び7月29日に開催した第12回の臨時会の議事録についてご確認をいただきました。特に委員の皆様から修正のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎傍聴について

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 それではお入りいただきます。暫時休憩します。

(休憩 午前10時09分)

(再開 午前10時10分)

休憩を閉じて再開します。

◎諸報告

- 直原教育長 諸報告に入ります。「『①東久留米市教育振興基本計画(改訂版)』(素案)について」から、順次説明をお願いします。
○師岡教育部長 東久留米市教育委員会では、教育基本法に基づき本市の教育振興に関する基本計画を定めることを目的として、平成26年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定し、教育目標に掲げる四つの人間像の育成を実現するため、着実に事業を推進してきました。一方、平成26年度には教育委員会の会議に市長が3回出席し、学力向上や健全育成など、教育行政について広く意見交換を行いました。平成27年4月1日には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同法に基づき、4月と5月の2回「総合教育会議」を開催し、教育委員会と市長が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について協議し、合意形成を行いました。こうした経過を経て、5月に市長が「大綱」を策定しました。このことから、教育委員会では「大綱」と「教育振興基本計画」との整合性を図るため、同計画の改訂を行うこととしました。

目次をご覧ください。第1章、第2章が「教育振興基本計画」の基本的な考え方と策定について、第3章が施策体系図、第4章が基本施策と具体的施策の内容、第5章が「教育振興

基本計画」の実現に向けて、という構成になっています。2ページをご覧ください。改訂版では「大綱」の基本方針の1から4までに合わせ、それぞれ施策の方向を現在の計画に置き換えていきます。なお、基本方針の5は市長部局の施策であるため除いています。また、当初の計画策定時から現在までの状況に応じた時点修正も行います。計画期間については当初の計画期間どおり平成26年度から30年度とし、変更はありません。14ページの施策体系図は新たに縦組みに変更しています。一番上に四つの柱を置き、その下に具体的施策を示しています。改訂に向けたスケジュールですが、今後の教育委員会の会議において「素案」から「案」への報告を行った後、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者を含めた懇談会を開催するとともに、パブリックコメントも行い、11月初旬を目途に教育委員会で決定していただき、12月議会で行政報告をしたいと考えています。

○直原教育長 何かご質問はありますか。

○名取委員 大きな項目での変更点にはどのようなものがありますか。

○師岡教育部長 「Ⅱ 確かな学力の育成」では「ウ グローバル社会で活躍できる人間の育成」と「オ 学校図書館の充実」を、「Ⅲ 信頼される教育の確立」では「教科書採択の適正な実施」を、「Ⅳ 生涯学習社会の構築」では「オ オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成」と「放課後子供教室の実施」などを新たに加えています。

○松本委員 これまでの体系図は項目が横になっていましたが、今回は縦に並んでいます。上にある項目のほうが重要度が高く思ってしまうので、横のほうが見やすいのかなと思いました。また、児童・生徒数などは新しいデータになっていますので、全国学力の調査の記述についても、時間的に無理でなければ、最新の調査結果に置き換えたほうが良いと思います。

○直原教育長 ただ今のご意見については、事務局で検討をお願いします。今後については事務局から説明がありましたように手続きを進め、11月を目途に教育委員会でお諮りしたいと思います。この件は以上にとどめます。

次に「『②東久留米市特別支援教育推進計画』（案）について」と、関連があるため「『③東久留米市特別支援教室設置検討委員会報告』（案）について」の二つを併せて報告願います。

○加納指導室長 いずれの報告についても今年度にそれぞれ委員会を立ち上げ、案を作成しました。今後、教育委員会や校長会からのご意見をもとに修正し、9月中にパブリックコメントを行い、10月の教育委員会で決定する予定です。なお、特別支援教室設置に係る保護者説明会を9月25日と26日に開催する予定です。それぞれの計画の内容については、統括指導主事から説明します。

○富永統括指導主事 「東久留米市特別支援教育推進計画」（案）は「大綱」、「第4次長期総合計画」、「教育振興基本計画」及び「東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画」に基づき、本市における特別支援教育の推進に関する方向性を示した計画です。計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間としています。内容について説明します。目次をご覧ください。第一部と第二部から構成されています。第一部では、本市における特別支援教育の基本的な考え方を示しています。2ページからの第1章では「推進計画の背景」として「国、東京都及び東久留米市の動向」と「東久留米市における特別支援教育の現状」を述べています。9ページからの第2章では「推進計画の性格」として、「計画の期間及び長期計画と実施計画」と「東久留米市の役割」を述べています。11ページからの第3章で

は「推進計画の基本的な考え方」として、「東久留米市における特別支援教育の現状と課題」と「計画の基本理念及び指針」を述べています。12ページの「計画の基本理念及び指針」をご覧ください。【基本理念】を共生社会の実現として、【指針1】一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、【指針2】特別支援教育についての理解促進、【指針3】地域や関係機関との新たな連携の整備を示しています。第二部では、【指針1】から【指針3】に基づいた具体的な取り組みを述べています。14ページをお開きください。

【指針1】一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実では、「1 特別支援教育の指導体制や支援体制の確立と充実」として、(1) 特別支援教育に関する校内委員会の機能強化・充実、(2) 学校生活支援シート、これは(個別の教育支援計画)と今まで申ししていました。そして、個別指導計画の活用・評価、(3) 学力向上支援員及び介助員の配置と活用。「2 教育環境の整備」として、(1) 特別支援教室の設置、(2) 固定学級(自閉症・情緒)の調査・研究、(3) 特別支援学級(固定学級・通級指導学級)の教育環境の整備・充実を述べています。15ページの下に「3 特別支援教育に関する教員の専門性の向上」として、(1) 特別支援教育コーディネーター資質・能力の向上、(2) 巡回指導を担当する教員の専門性の向上。次のページになりますが、(3) 通級指導学級(情緒・言語・難聴)における指導・支援の充実、(4) 固定学級(知的・自閉症・情緒)における指導・支援の充実、(5) 都立特別支援学校等との連携による指導の充実を述べています。なお、(3) 情緒障害等通級指導学級については、特別支援教室に移行後はこの項目の対象から外れることを記述しています。同様に、【指針2】と【指針3】に基づいた具体的な取り組みを述べています。15ページでは「2 教育環境の整備」の(1) 特別支援教室の設置について、記述しています。このことを受け、この後に報告します特別支援教室設置計画(案)を作成しました。

続いて、「『特別支援教室設置計画』(案)について」、報告します。「特別支援教室設置計画」(案)は、先ほど報告しました「東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき、平成27年5月から8月まで5回の会議を重ね、作成しました。特別支援教室の設置計画ですが、最終ページの別紙4をご覧ください。小学校13校を4グループに分けます。東ブロックは第二小、第六小、神宝小。西ブロックは第七小、第十小、本村小、下里小。南ブロックは、第五小、第九小、南町小。北ブロックは、第一小、第三小、小山小とします。拠点校については、東ブロックと西ブロックは通級指導学級のある第六小と第七小、南ブロックは第九小、北ブロックは第一小を計画しています。現在、発達障害などにより特別な支援が必要な児童は、第六小と第七小にある通級指導学級へ在籍校から通っていますが、今後は拠点校にいる巡回指導教員が各小学校の特別支援教室に行き、在籍校において取り出しの指導などを行うようになります。東ブロックと西ブロックについては平成28年度から、南ブロックと北ブロックについては平成28年度中に拠点校を準備し、平成29年度から巡回指導を開始する計画です。今後の予定ですが、運営体制や環境整備、指導体制など、開設に必要な具体的な課題について、東久留米市特別支援教室開設準備委員会を設置し、検討していきます。開設準備委員会には作業部会をつくり、作業部会に通級指導学級の教員を加え、個々に応じた指導計画や巡回指導の計画について検討していきます。特別支援教室の準備については1校100万円の予算が東京都から出るため12月議会で補正予算を組み、3学期中に教室の工事や備品の購入を行う予定です。報告書の2ページをご覧ください。東久留米市特別支援

教室設置検討委員会では、ただ今ご説明しました設置計画のほか、設置に当たっての方針についても開設準備委員会へ向け示したところです。2ページの下の「(4) 設置に当たっての方針」について説明します。まず、児童が所属する学級の中で、他の児童とともに有意義な学校生活を送れることを目的として設置します。【指導に関すること】の方針として、巡回指導教員は通常の学級の担任と連携して指導に当たることで、児童一人ひとりを抱える困難さをより効果的に改善する。二つ、巡回指導教員は、担当する児童に対して特別支援教室での指導だけでなく、状況に合わせて所属する学級での指導も取り入れていく。三つ、巡回指導教員は、児童の状況に応じて指導内容及び指導時間、指導方法の見直しを柔軟に行う。

【児童・保護者に関わること】として、方針を示しています。保護者が、拠点校での通級方式の指導を希望した場合、基本は在籍校での巡回指導であるが、当該児童にとって必要であると教育委員会が判断した場合、月に1～2回程度できるようにする（現在、運行している送迎バスは、当面運行を継続する）。保護者が、小集団指導形態での指導のみ拠点校で指導を希望した場合、基本は在籍校での巡回指導であるが、当該児童にとって必要であると教育委員会が判断した場合、保護者の送迎を前提に、月1～2回程度できるようにする。このように方針を示しました。

- 直原教育長 特別支援教育にかかわる全体計画といえますか、推進計画（案）と、その中の小学校の発達障害の児童を対象とする「特別支援教室の設置検討委員会報告」とを併せて、報告してもらいました。ご質問等がありましたらお出してください。
- 名取委員 このお話は前にも一度あり、東京都のガイドラインが出たときに話題になったと思います。今回、本市の検討委員会の報告も出まして、保護者の方々には、現在の方式から大分変わるということでご心配があると承っています。報告の2ページでは緩和措置というのでしょうか、要するに変化に対して少しずつソフトランディングを目指せるような形の記載があることはとても良かったと思っていますが、なおも保護者のご意見等も十分聞いていただければと思います。
- 加納指導室長 9月下旬に保護者説明会を開催しますので、その機会を生かしてご質問等にお答えし、保護者の皆様のご不安やご心配を少しでも減らすことができるように努めていきます。
- 直原教育長 本件についても保護者説明会ほか、今後、パブリックコメントも行い、その後、教育委員会にお諮りしたいと思っています。これに関連して、次の報告をお願いします。
- 加納指導室長 「東久留米市特別支援教室開設準備委員会設置要綱について」、報告します。ただいま設置の計画案をお示しましたが、これに基づいて開設に必要な具体的な課題について検討を行っていきます。具体的には開設に伴う人材の育成、運営体制や環境整備、指導体制、また指導の開始と終了の判定などを検討していく予定です。要綱をご覧ください。要綱にあります組織については、ただいまの特別支援教室の設置検討委員会のメンバーがそのまま引き続き開設準備委員になる予定です。さらに、具体的な検討が必要であるということから、第7にある作業部会を置きます。この作業部会には特別支援学級、現在、通級指導学級のある学校の副校長先生や通級指導学級の担任にも加わってもらい、子どもたち一人ひとりに応じた、具体的な指導形態まで検討していきたいと考えています。
- 直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。
- 加納指導室長 「⑥平成28年度から31年度使用東久留米市立中学校教科用図書の採択結

果の公表について」、報告します。8月11日の教育委員会で、平成28年度から31年度まで使用する中学校教科用図書の採択結果を、資料のとおりまとめています。教科書会社については、既に市のホームページ等で掲載しています。採択した主な理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律の一部を改正する法律が成立し、第15条で教科書採択に関する信頼を確保するため、当該教科書を採択した理由を公表するよう努めるものとされています。このことを受け、本市教育委員会においても採択理由をまとめ、公表するものです。採択理由については、教育委員会での委員のご発言で採択理由にかかわる内容をまとめたものです。採択された教科書会社については既に市のホームページで公表していますが、採択理由についても追ってホームページに掲載する予定です。

○直原教育長 ご質問はありますか。

○松本委員 大変よくまとまっています。

○直原教育長 議事録を見れば分からないわけではなかったのですが、改めてこのような形にまとめたと理解して良いですか。

○加納指導室長 はい。これまでも議事録を読んでもいただければ採択した理由はお分かりいただけますが、今年度はその部分を分かりやすく事務局で取り上げ、まとめました。

○尾関委員 ホームページにはいつごろ掲載されるのですか。

○加納指導室長 今日の教育委員会で報告した後、できるだけ早く掲載します。

○直原教育長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 「⑥いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について」、ご報告します。「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について（通知）」をご覧ください。平成27年8月10日付の東京都教育長指導部指導企画課長からの通知にあるとおり、8月4日付で文部科学省初等中等教育局児童生徒課長からの通知がありました。平成27年7月に、岩手県矢巾町において中学生がいじめの疑いにより、自ら命を絶つという事件が発生しました。また、18歳以下の自殺人数を日付別に分析したところ、9月1日が突出して多いことが内閣府の調査で分かっています。各学校において文部科学省の通知にあるとおり、長期休業日が終了した学期始め等の時期にあつては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、次のことを夏季休業期間中に対応するように市内、各小中学校へ通知しました。「1 文部科学省からの通知文の全教職員への配布と周知徹底を図ること。」「2 東京都教育委員会からの『いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト』を活用し、全教職員のいじめ防止への姿勢と取組の状況を把握すること。」「3 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応について点検すること。」。これは文部科学省の通知にある「1. 法に基づく組織的な対応に係る点検について」の□にある各項目について点検していくということです。なお、いじめ防止対策徹底のためのチェックリストを活用した全教職員へのいじめ防止への姿勢と取組状況の把握と、いじめの組織的な対応についての点検について、各学校でどのように取り組みを行っていたかについては、現在、各学校へ調査をし、確認をしている状況です。

○直原教育長 個々の教員へのチェックリストと、それから学校に対するいじめへの組織的な対応に係る点検表について、簡単に説明してください。

○加納指導室長 資料を1枚おめくりください。チェックリストがあります。これは「いじめ防止対策の徹底のためのチェックリスト」で、項目ごとに現在の自分の取組状況について四

つの選択肢の中から一つを選んで○を付けるものです。全てが「できている」に○が付けばよろしいのですが、仮に「できている」に○が付いていなかったとしても、そこを自覚し、今後指導をして、その部分を補充し、全て「できている」にしていればということを考え、このリストを活用しています。特に注意を払ってもらいたいと考えているのは、8番の「あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に『学校いじめ対策委員会』のメンバーに報告していますか。」というところです。本市においては全ての学校で、学校いじめ対策委員会が設置され、いじめが発生した場合は組織的な対応を行うことにしていますが、矢巾町のように教員が抱え込んで報告をしなければ、組織があったとしても組織的な対応はできないという状況になります。そのための情報の共有がいかにかつ大切かということが今回の事故から分かっています。この8番について、特に組織的に対応する、抱え込まないということについて、教員への指導をするようにということで各学校にはお願いをしています。また、資料の最終ページの2枚目になりますが、こちらは本市独自で点検します。文部科学省の通知がありますが、いじめの組織的な対応が学校としてできているかどうか、チェック項目が示されています。できているかどうかについて、一つ一つ校長にチェックしてもらうものです。先ほど同様こちらも「できている」に全て○が付けばよろしいのですが、「できている」に○が付かなかった場合は、そこが「できている」に○が付くように各学校で体制等を整備していってもらいたいということで、この点検を行っていただくものです。

○直原教育長 ご質問はありますか。

○名取委員 今のお話ですと、チェックリストというのは、これで評価するというより自らが気が付いてもらうことにより、学校にも改めてもらうという理解でよろしいですか。

○加納指導室長 はい。チェックしてみて、「できる」「できない」ということで、教員や学校を評価するものではありません。これをチェックしていくことによって自己点検してもらい、そのことによって、さらにいじめ問題の解決への意識を高めてもらうことが目的です。

○名取委員 チェックリストの二つ目に「あなたは、学校の『学校のいじめ対策委員会』のメンバーを知っていますか。」という質問がありますが、知らない可能性はあるのですか。

○加納指導室長 先ずは知っていると思いますが、念のために聞いています。校務分掌として、各学校に生活指導委員会や教務委員会などのように設置されています。メンバーについては当然知っていると思いますが、改めて確認するという意味です。

○名取委員 「アンケートをすることによって周知を図る」というやり方があります。まさに、こういうやり方です。要するに、まっさらなところで「あなたのお考えは何ですか」と問いかけるのと、今お話があったように、アンケートをすることによって共通理解を深めたり、方向性をみんなで共有しようという、そういう目的を持つチェックだと承りました。その場合のやり方として、このチェックリストを配布するときに、学校のいじめ対策委員会の名簿や学校いじめ防止基本方針も添付し、そしてチェック表を付けるという方法があります。そうすると、それまでうろ覚えだったかもしれないが、このチェックリストを付けるために一生懸命読んでくれるということがあります。そのような方法もあることについて、情報提供させていただきました。

○松本委員 「9月11日までに取組状況を把握する」とありますが、これは東京都に結果などを報告するのですか。

○加納指導室長 東京都に報告を上げるのかということですが、今のところその通知は来ていません。また、9月11日までと東京都は言っていますが、9月1日が大変重要だと考えますので11日までではなく、本市では夏季休業中8月31日までに必ずこのチェックリストを使った確認を行い、必要であれば教職員へ指導するように依頼しています。

○細川委員 名取委員がおっしゃったように、教員でも知らないことがあったり、知っていても困っている教員がいると思います。悩んでいる教員の声も聞くためにも、チェックリストだけではなく、自由意見も書けるようなシートを1枚加えたら良いと思います。

○加納指導室長 このチェックリストについては、既に8月12日付で依頼していますので、ただ今の細川委員の意見については検討させていただきます。

○直原教育長 ほかになければこの件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 続いて、全国学力・学習状況調査、また、市の学力調査の結果について報告します。本日、資料をお配りしていますが、全国学力・学習状況調査は4月21日に実施しており、一昨日の25日に結果が発表されました。そのことを受けて、まずは本市の状況についての正答数分布、平均正答率についてお示ししています。小学校は小学6年生、中学校は中学3年生が今回調査を受けています。詳細については統括指導主事から報告します。

○富永統括指導主事 4月21日に実施された全国学力・学習状況調査、併せて、紙面の右側になりますが4月14日に本市が実施した市の学力調査の結果について報告します。まず、「学力の定着状況について」。小学校では国語、算数、理科については、全国及び東京都の平均を下回る状況でした。中学校の結果をご覧ください。中学校では国語、数学は全国を上回るものの、東京都を下回る状況でした。ただし、理科については全国及び東京都をともに上回る状況です。今後、内容、課題については分析をさらに進めていきますが、大きな問題点を読み取れます。小・中学校ともに国語では要旨をとらえること、また、必要な情報を読み取ることに課題が見られます。また、算数、数学、理科については思考問題について若干課題が見られるとともに、記述での問題について正答率が下がる状況があります。

続いて右側の「学力の伸びについて」をご覧ください。こちらは市の学力調査で、現在、分析を行っています。結果について比較したところ、伸び率については、同一の児童の平成25年度と平成27年度の結果を比較しています。小学校、中学校ともに学力は伸びています。詳細については、今後、分析をさらに進め、教育委員会そして各学校でもこの結果を分析し、授業改善に生かしていく予定です。

○直原教育長 昨日の朝刊に、全国学力調査の結果が大きく取り上げられていました。本市の状況についての結果は分かったものの、分析についてはこれからになります。結果についてはいかがでしょうか。

○松本委員 中学生の理科が全国、東京都も上回っているということですが、私は東久留米の豊かな自然などが良い影響を与えているのではないかと考えています。小学生にもう少し頑張ってもらわないといけないと思いますが、子供土曜塾等々でしっかりと基礎学力を付けてもらい、全体的に学力が上がっていけば、中学生になるとその伸びがしっかりしているので、さらに学力は上がっていくと思いました。学力だけ上がれば良いということではありませんが、学力は高いほうが良いと思いますのでぜひそうなってほしいと思います。

○名取委員 本市は学力調査についてきちんと分析していると思います。このところ小学校の学力が都や全国より低いという状況がありますが、「教育」というものは一日で変わってい

くものではありませんから、今後も地道にこの分析に基づいて、各学校等への指導をよろしくお願いします。

- 尾関委員** 全国の結果では秋田県が毎回非常に成績が良いわけですが、学力テストに対する準備を徹底させることによって点数を上げている傾向もあるのではないかと思います。本市では全国、東京都よりも下回ってはいますが、かといって、テストのための準備を強調するのはおかしいと思います。全般的に学力を上げ、その結果、テストの成績が良くなっていくという結果になってほしいです。国語だけではなく全教科の底上げを図っていく、勉強に興味を持たしていくという方向をぜひ進めていただきたい。
- 名取委員** 本市の小学校の成績は少し低いですが、中学になると本市の特徴で、学力がすごく伸びています。以前から不思議に思っていたのですがこの辺はどのようにお考えですか。
- 加納指導室長** 確かに、本年度についても、市の学力調査を見ていただければ分かりますが、小学校高学年から中学校にかけて確実に伸びています。これは今年度に限ったことではなく、昨年度も一昨年度にも同様の傾向があります。また、この伸びは近隣市と比較しても、東久留米市の伸び率は非常に高いものがあります。その理由ですが、小学校の高学年から良い状況ですので、小学校の高学年から中学校にかけての指導が充実していることが一つには考えられます。ただし、そうすると小学校の低・中学年で何かしらの課題があるとも言えますので、名取委員がおっしゃられたことも含め、今年度から小学校3年生でも市の学力調査を行っていますので、その結果なども踏まえて分析し、底上げを図っていきたいと考えています。
- 直原教育長** この件については分析が十分に済んでいませんし、また、学校別のデータの整理もこれからになります。1カ月ぐらいかかるかと思いますが、改めて報告をします。この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。
- 師岡教育部長** 「第3回市議会定例会について」報告します。資料の日程表からご覧ください。会期は8月31日から9月17日までの18日間で、初日には議案の上程、即決議案、付託、報告等があります。一般質問は9月2日から9月7日まで行われ、9月9日と10日には常任委員会があり、11日に予算特別委員会が開催されます。9月17日が本会議の最終日です。1ページをおめくりください。今議会に提出されている議案の一覧表です。議案番号51番から64番まで14議案が提出されています。教育委員会にかかわる部分としまして、議案第51号があります。「議案第51号 東久留米市教育委員会委員の任命について」ということで、これは現委員の松本誠一委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、新たな委員として、細田初雄氏の任命について議会の同意を求めるものです。細田氏のご経歴についてはご覧いただければと思います。野球でご活躍をされてきた方です。この議案については8月31日に即決議案として上程される予定です。続いて、一般質問届出の一覧表をご覧ください。教育関係では21人の議員中16人の議員からご質問があります。2番の梶井議員の質問は通学路の防犯対策について。4番の白石議員の質問は図書館行政について。5番の間宮議員の質問は市立小・中学校のサポート業務あり方検討委員会について。6番の村山議員の質問は文化財などの保存施設について。7番の永田委員の質問は市立小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会について。さらに、特別教室へのエアコン設置、図書館運営について。9番の原議員の質問は特別支援教室導入と情緒障害等通級指導学級廃止方針について。11番の宮川議員の質問は学校規模適正化について。12番の関根議員の質問は学校サポー

ト業務あり方検討について。13番の津田議員の質問は小・中学校の特別教室のエアコン設置について。14番の沢田議員の質問は教育振興基本計画の改訂について。16番の阿部議員の質問は特別支援教室について。17番の島崎議員の質問は市民スポーツの振興について。さらに、文化財の保護・活用について。18番の小山議員の質問は小・中学校におけるクラブ活動と支援（ボランティアなど）の状況について。19番の島崎議員の質問は文化財、伝統文化の取り組みについて。さらに、いじめ対策と子どもの見守りについて。20番の篠宮議員の質問は特別教室のエアコン設置について。さらに、小・中学生の防災教育について。21番の野島議員の質問は道徳の教科化について。さらに、スポーツができる場づくりについてです。続いて、請願付託表の一覧表をご覧ください。20件ありますが教育委員会にかかわる請願はありませんでした。なお、答弁内容等については次回以降の教育委員会において報告します。

○直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。次の報告をお願いします

○加納指導室長 本市の中学校の部活動における生徒たちの活躍について報告します。まず、西中学校のハンドボール部ですが、男子、女子ともに都大会で優勝し、関東大会へ進出しています。男子は残念ながら途中で負けてしまいましたが、女子は関東大会でも優勝し、全国大会への出場を決めました。全国大会では強豪校が相手ということもあり、3回戦まで進みましたがそこで敗退しました。しかし3回戦まで進み全国でベスト8になりましたので、輝かしい成績を残しました。続いて、大門中学校の生徒の活躍を報告します。個人種目になりますが、女子砲丸投げで小山田芙由子さんが都大会で優勝し、関東大会に出場しました。既に都大会において全国の標準記録を超えていました。全国大会では決勝進出への基準の距離にあと12cm足らず、残念ながら予選で敗退となりました。次に、文化系の部活動ですが、南中学校の演劇部が全国大会へ出場しています。こちらについては順位等がつくものではなく、それぞれ全国から集まった学校が演劇を発表したそうです。南中学校の生徒も堂々と、素晴らしい演技を披露したと聞いています。

○直原教育長 委員からの報告はありますか。

○細川委員 指導室長の報告に続き、市の小学生のハンドボールクラブも頑張りましたので報告します。高学年の男子ですが東京都で1位になり、8月に京都の全国大会に出場しました。残念ながら1回戦敗退でした。中学生の部と同時開催で、山形県にて東日本大会に出場しました。ハンドボールは7人でやるスポーツですが、今回は家庭の事情などで6人参加になりました。しかし、見事にベスト4になりました。登録選手は8人いますが6人のみの参加になり、どこまで戦えるのかと思いましたがベスト4まで行きました。準決勝で敗退し、3位決定戦でも敗退し、残念ながらメダルは取れませんでした。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で平成27年第13回教育委員会臨時会を終了します。

(閉会 午前11時12分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年8月27日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 松本 誠一 (自 署)